

○総務省令第二十五号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

総務大臣 原口 一博

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表岩手県の項を次のように改める。

岩手県	宮古市宮町一の三の二九	盛岡地方検察庁宮古支部
	宮古市宮町一の三の二九	宮古区検察庁
	宮古市緑ヶ丘五の二九	宮古労働基準監督署
	宮古市佐原三の二一の四	東北地方整備局三陸国道事務所宮古維持出張所
	釜石市小佐野町三の八の二四	釜石税務署

別表新潟県の項を次のように改める。

新潟県	
柏崎市南半田一八の一五	北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所
柏崎市南半田一八の一五	北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所市野新田支
柏崎市三和町五の四八	所
柏崎市日吉町三の二二	柏崎刈羽原子力保安検査官事務所
岩船郡関川村大字大石字イブリサシ四〇四	北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所
の三	北陸地方整備局羽越河川国道事務所大石ダム管 理支所

附 則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。